



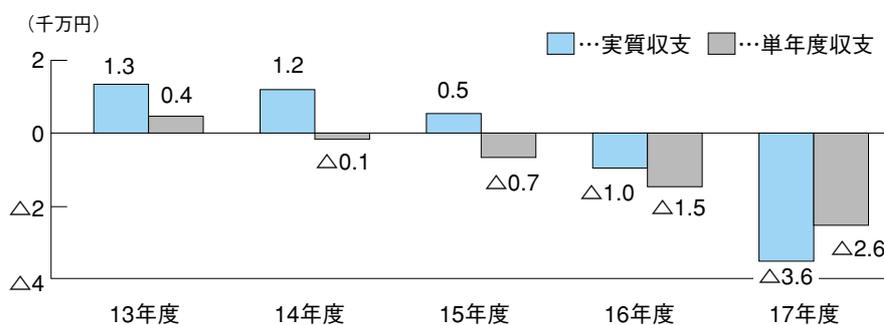
国保の税率はどうなっているのでしょうか

平成18年度の国保税（医療分・介護分）の税率は、図表5のとおりです。なお、40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、世帯主が医療分と合わせて介護分を納めることになっていきます。

図表5 平成18年度国民健康保険税率表

	国民健康保険税	
	医療分	介護分
①所得割額	課税標準額×7.1% <small>課税標準額とは、前年の総所得金額から33万円を控除した金額です。</small>	課税標準額×2.1%
②資産割額	課税標準額×30% <small>課税標準額とは、18年度の土地・家屋の固定資産税額です。</small>	課税標準額×13.0%
③均等割額	1人 22,000円	1人 9,100円
④平等割額	1世帯 28,000円	1世帯 5,200円
最高限度額	530,000円	90,000円

図表6 介護分の財政収支の推移



図表6は介護分の財政収支の推移の状況です。平成14年度以降、単年度収支は赤字となっており、平成17年度は2,600万円の赤字、累積赤字については3,600万円となっています。このため、介護分については、今年度改定を行いました。

納税通知書は

世帯主に届きます

世帯主が国保に加入していても、世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。国保税を納める義務は世帯主にあります。



自分のため、みんなのため 国保税を納めましょう

国保は、皆さんが医師にかかったときの医療費を負担することが大きな役割です。その財源は、皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金、皆さんが納める国保税、国などからの補助金

でまかなわれています。国保税は、国保を支える貴重な財源です。国保に加入している方は、国保税を納めなければなりません。国保は被保険者一人ひとりがみんな平等に医療を受けられ、平等に負担することが大原則です。そのため、国保税を納めないでいると、他の被保険者との公平を欠くだけでなく、国保制度そのものが成り立たなくなってしまうのです。

そのようなことにならないよう、国保税は必ず納期までに納めてください。

問い合わせ

- ・ 国民健康保険については 役場町民課保険医療係へ ☎ 985-4107
- ・ 国民健康保険税については 役場税務課町民税係へ ☎ 985-4110

